

## 設計業務にかかる県土整備部の発注基準について

(平成13年 7月1日改正)  
(平成14年 1月7日改正)  
(平成14年 7月1日改正)  
(平成15年 4月1日改正)  
(平成18年 6月1日改正)  
(平成19年10月1日改正)  
(平成20年 4月1日改正)

設計業務の指名・発注にあたっては、下記事項及び別紙発注基準によることとする。

### 記

管理技術者及び照査技術者として、業務の区分に対応した技術士又は、これと同等の能力を有する技術者(技術管理者)、あるいは、シビルコンサルティングマネージャー(RCCM)を配置すること。

管理技術者と照査技術者は、兼ねることはできない。

管理技術者は、打ち合わせ等には必ず出席すること。

発注方法の選定については、「設計業務にかかる発注方式選定フロー」による。なお、総合評価方式の対象は、予定価格が5百万円以上で、業務区分が標準的な業務、高度な業務、難易度の高い業務とする。

測量業務を合冊発注する場合は測量業務相当額を考慮し、測量業務発注基準に留意するとともに、測量の有資格者の配置確認も行うこと。

(定義)

1. 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統括等を行うもので、設計業務等委託契約書第10条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
2. 「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、設計業務等委託契約書第11条第1項の規定に基づき、受注者が定めた者。
3. 「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
4. 「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規定第3条第1号口に該当する者で、国土交通大臣が認定した者。
  - ・当該部門に関し30年以上の実務経験
  - ・大学又は高等専門学校卒業後、当該部門に関し20年以上の実務経験
  - ・当該部門外の技術士で、当該部門に関し10年以上の実務経験

- ・当該部門に関するRCCM資格取得後5年以上の実務経験
- ・当該部門に関する技術士試験合格者

5. 「RCCM」とは、(社)建設コンサルタンツ協会の定款第46条に基づくRCCM資格制度施行規定第4条の規定に合格し第8条の登録をした者

(別紙)

### 県土整備部における発注基準

業務の程度(区分)	業務内容(例示)	発注基準	管理技術者	照査技術者
簡易な業務 (A)	・小規模な災害復旧の設計等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門を問わない
標準的な業務 (B)	・単純橋 ・河川構造物(護岸、床止工、樋門、樋管) ・流路工・山腹工等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
高度な業務 (C)	・連続橋 ・河川構造物(排水機場) ・シールド及び推進工法等 ・港湾、海岸構造物等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士、技術管理者、RCCMのうち1名
			部門指定	部門指定
難度の高い業務 (D)	・特殊橋梁 ・治水・多目的ダム ・下水処理場設計 ・港湾、海岸構造物(波浪推算)等	右欄の技術者が配置可能なこと	技術士	技術士
			部門指定	部門指定

注) 1: 業務内容により複数部門に技術者を有する会社とすることが出来る。

注) 2: 各事業課の運用は別紙による。

注) 3: 国土交通省の建設コンサルタント登録規程の登録部門に登録していない部門においてRCCM資格取得者が管理技術者または照査技術者として担当できる業務は、簡易な業務(A)までとする。

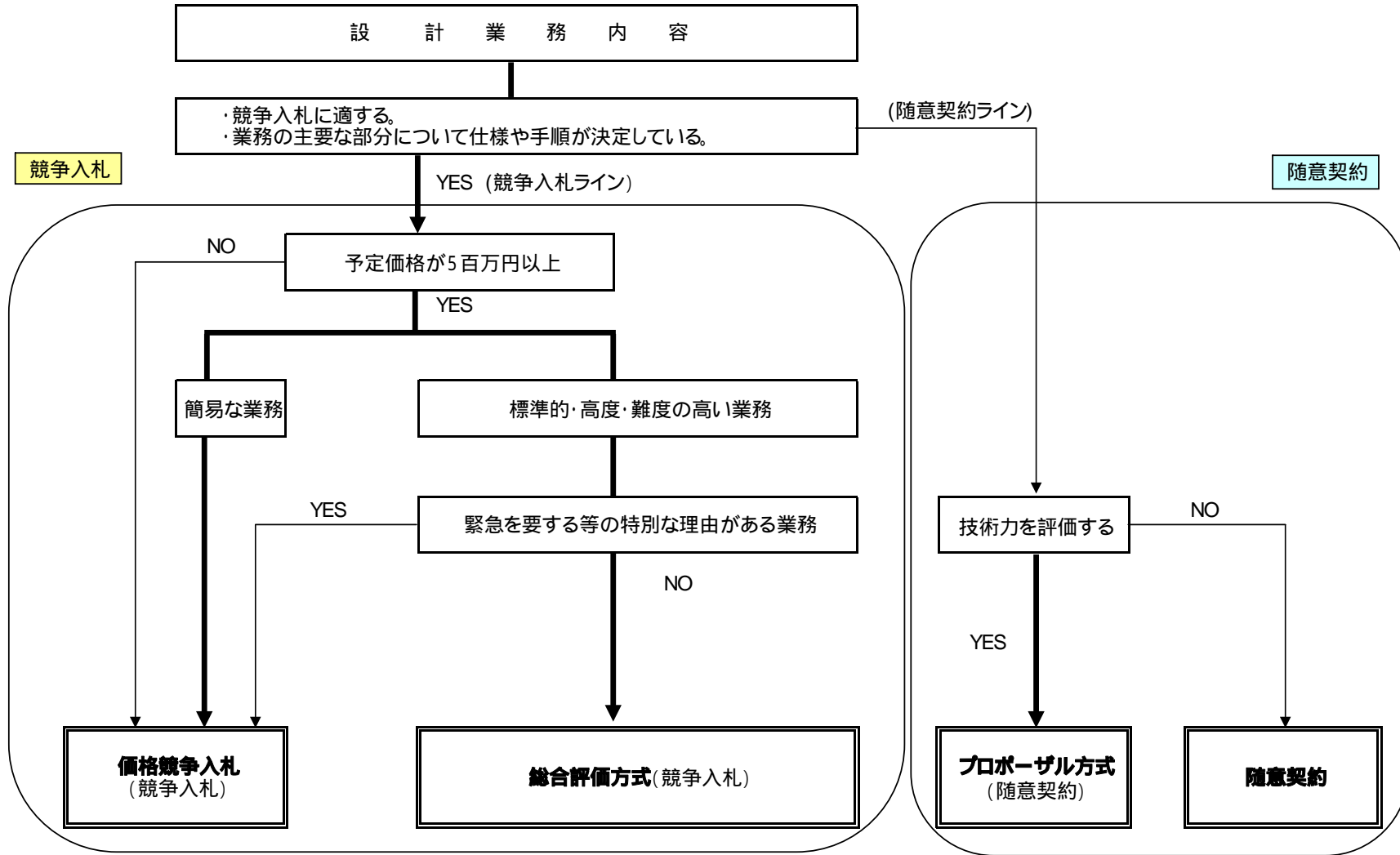
注) 4: 業務の程度が(B)～(D)については、管理技術者又は照査技術者の部門指定は、国土交通省の建設コンサルタント登録規程の各登録部門に限る。

注) 5: 管理技術者の兼務業務数は2,500万円以上の業務3件まで、または2,500万円以下の業務は2,500万円以上の業務を含め5件までとする。

注) 6: 総合評価方式の対象は、予定価格が5百万円以上で、業務の程度が(B)～(D)のものとする。

注) 7: 測量業務と合冊して発注する場合には、測量業務の発注基準も考慮し、有資格者の確認も行うこと。

# 【 設計業務にかかる発注方式選定フロー 】



(別紙)

## 各事業課の発注基準の運用

業務区分	事業T名	管理技術者	照査技術者	特記事項
簡易な業務	道路関係T	基準通り	基準通り	
	河川関係T			
	砂防関係T			
	港湾関係T			
	下水道関係T			
標準的な業務	道路関係T	基準通り	基準通り	業務内容により管理技術者を技術士とする
	河川関係T	基準通り	基準通り	
	砂防関係T	基準通り	基準通り	
	港湾関係T	基準通り	基準通り	業務内容により管理技術者を技術士とする 港湾部門は海岸部門に読替が出来る
	下水道関係T	基準通り 検定合格者可	基準通り 検定合格者可	下水道第1種技術検定合格者
高度な業務	道路関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	河川関係T	基準通り	基準通り	〃
	砂防関係T	基準通り	基準通り	〃
	港湾関係T	基準通り	基準通り	業務内容により照査技術者を技術士とする 港湾部門は海岸部門に読替が出来る
	下水道関係T	基準通り	基準通り 検定合格者可	下水道第1種技術検定合格者
難度の高い業務	道路関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	河川関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	砂防関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること
	港湾関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する部門に技術士を 3名以上有すること 港湾部門は海岸部門に読替が出来る 波浪推算の場合管理技術者は港湾の技術士とする
	下水道関係T	基準通り	基準通り	業務内容により該当する複数部門を有すること 水道(下水道)部門に技術士を10名以上有すること

事業別業務内容・・・1（道路関係）1 / 2

業 務	簡易な業務	標準な業務	高度な業務	難度高い業務
路線設計	簡易な詳細設計、修正設計 歩道設計	概略・予備設計 小規模な路線 で簡易な地域  道路詳細設計  ダイヤ型IC	概略・予備設計 市街地部、山 岳地等  高規格道路等の 詳細設計 トランペット、 クロ-バ型IC	概略・予備設計 大規模な路線 または長大橋、 長大トンネル を含む地域等 の路線 高規格道路等の 概略・予備設計
構造物設計 (橋梁等の 予備、概略 設計)	簡易な構造物 標準設計の使用	標準的な構造物 詳細設計 仮設構造物詳細 設計 横断地下道 橋梁架設工(易) 横断歩道橋(簡 易) 橋梁予備設計 橋梁概略形式 検討(単純) 橋梁一般図 作成	重要構造物概略 予備詳細設計  橋梁架設工(難) 横断歩道橋(形 状難しい) 橋梁予備設計、 橋梁概略形式 検討(2径間 程度) 橋梁一般図 作成	特殊構造物概略 予備詳細設計 (現場条件から 特殊な工法、 仮設工法が必 要な物)  橋梁予備設計 橋梁概略形式 検討(多径間 連続、特殊な 橋梁) 橋梁一般図 作成
橋 梁 (上部工)		メタル 単純鋼桁 単純合成桁、 単純トラス、  RC 単純床版 単純T桁 単純中空床版 PC 単純箱桁、 単純中空床版、 単純プレテン、 単純ポステン	メタル 連続桁(2径 間程度) 単純箱桁 単純合成箱桁 鋼床版桁(鈹 桁、箱桁)  RC 連続T桁、 連続中空床版 (2径間程度) PC 連続中空床版 (2径間程度) 連結ポステン、 (2径間程度) ホ口-桁 連結プレテン	メタル 連続桁(多径 間) 連続鋼床版桁 (鈹桁、箱桁) 連続トラス ゲルバ-桁 ランガ-桁 型ラ-メン 口-ゼ桁 ア-チ桁 吊橋、斜張橋 RC アーチ 連続ラーメン 連続中空床版 (多径間) PC 連続床版 (多径間) 連続箱桁 連続ラーメン箱桁 型ラーメン 方杖ラーメン

事業別業務内容・・・1（道路関係）2 / 2

業 務	簡易な業務橋	標準な業務橋	高度な業務	難度高い業務
橋 梁 (下部工)		橋台： 重力式、 逆T式 橋脚： 重力式	橋脚： 逆T式 張出式 柱式	橋台 扶壁式、ラー メン式、箱式 橋脚 ラーメン式 SRC式 中空式 特殊な 現場条件 施工条件 仮設計画 構造
付属施設設 計	土木設計 U型擁壁 パイプカルバ -ト等	擁壁・補強土 (普通) 法面工(普通) 植樹設計(易)) 標識・情報板 配置設計 ボックスカル バート・箱型 函渠	擁壁・補強土 (高度) 法面工(高度) 植樹設計(難) アーチ・門型 カルバート ・門型ラーメ ン	
トンネル設 計			トンネル設計 (1km以下)	トンネル設計 (破砕帯、断層 等が想定される もの、または1 km以上)
基礎設計		長杭、	井筒(オ) 短杭 地盤改良	ケーソン(ニュ) 深礎杭 鋼管矢板ウエル
解析業務	資料整理的な業 務	下記のもので標 準の技術力を要 するもの  地域計画、道路網計画、交通 需要計画、交通量解析、 経済調査、整備効果調査、 生態系調査、環境調査・ 影響評価、景観設計、沿 道整備計画等 ソフトな検討・解析を行うもの 土質・地質の解析 測量調査	下記のもので高 度な技術力を要 するもの	下記のもので難 度の高い技術力 を要するもの

**事業別業務内容・・・2(河川関係)**

簡易な業務	標準的な業務	高度な業務	難度の高い業務
小規模・簡易な災害査定、実施設計、一般護岸設計	<ul style="list-style-type: none"> <li>・簡易な水理・流出解析(合理式等)</li> <li>・河道計画の検討・策定</li> <li>・河川構造物の設計(特殊護岸、床止工、樋門・樋管、仮設構造物)</li> <li>・改良復旧や高度な災害査定、実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高度な流出解析(貯留関数、不定流)</li> <li>・河川構造物の設計(排水機場、水門、魚道)</li> <li>・多自然型川づくりの基本計画(護岸の設計を含む)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑高度な流出解析(総合治水、分派、ダム関連等)</li> <li>・治水、多目的ダムの設計</li> <li>・災害査定、実施設計(地滑り)</li> <li>・その他相当高度な技術を要するもの</li> </ul>

注)委員会を設置して検討してゆく業務はこの基準によらない

**事業別業務内容・・・3(砂防関係)**

簡易な業務	標準的な業務	高度な業務	難度の高い業務
護岸等技術基準によることができ、かつ安定計算を要しない簡易な構造物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15m未満のコンクリート堰堤</li> <li>・流路工の計画・設計(通常)</li> <li>・安定計算を要する擁壁工</li> <li>・安定計算を要しない法面工、山腹工</li> <li>・急傾斜地の点検調査等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・15m以上のコンクリート堰堤</li> <li>・15m未満のコンクリート以外の堰堤</li> <li>・流路工の計画・設計(多自然型護岸等)</li> <li>・安定計算を要する法面工、山腹工、地滑り対策工(小規模)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・流域全体に係わる調査・計画</li> <li>・地滑り調査・計画</li> <li>・地滑り対策工(大規模)</li> <li>・調査・設計のうち高度な技術力を要するもの</li> </ul>

**事業別業務内容・・・4(港湾・海岸関係)**

簡易な業務	標準的な業務	高度な業務	難度の高い業務
<ul style="list-style-type: none"> <li>・小規模・簡易な実施設計</li> <li>人工リーフ</li> <li>離岸堤</li> <li>重力式護岸</li> <li>緩傾斜護岸</li> <li>・統計調査等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の実施設計</li> <li>単塊式、ブロック式、ケーソン式、セルラーブロック式、L型ブロック式、矢板式、杭式の防波堤、係船岸、護岸</li> <li>・新形式離岸堤、防波堤の実施設計</li> <li>・小規模な水門、閘門の基本設計及び細部設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・通常の基本設計及び細部設計</li> <li>防波堤、係船岸、人工リーフ、離岸堤、護岸</li> <li>・大規模な水門、閘門の基本設計及び細部設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複雑高度な基本設計及び細部設計</li> <li>液状化対策</li> <li>軟弱地盤改良</li> <li>波浪計算</li> <li>新形式離岸堤、防波堤</li> <li>・港湾計画策定調査</li> <li>・海浜変形予測検討</li> <li>・その他相当高度な技術力を要するもの</li> </ul>

**事業別業務内容...5(下水道関係)**



簡易な業務	標準的な業務	高度な業務	難度の高い業務
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・場内整備(修景等)</li> <li>・開削工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管渠設計</li> <li>・推進工法</li> <li>・シールド工法</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業認可</li> <li>・処理場設計(基本及び詳細設計)</li> <li>・事業認可(事業実施設計)の作成</li> <li>・都市計画決定図書の作成</li> <li>・下水道事業基本設計(全体計画)の作成</li> <li>・流域別下水道整備総合計画(マスタープラン)の作成</li> </ul>